

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（118）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2019年5月1日号）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2016年12月に生じた諸問題の内、核禁止問題と原発問題を取り上げます。）

II 核禁止問題

（1）2016年12月5日、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）の結成60年事業・沖縄連帯ツアーが始まった。参加したのは、田中照巳事務局長など34人。沖縄県平和祈念資料館を訪問した。ひめゆり資料館で迎えた島袋淑子さん（ひめゆり学徒）（88歳）は次のように挨拶をした。

“沖縄戦と違って一瞬にして、ああいう目に遭われたみなさん。身体の痛み、心の痛みはあるでしょうが、平和を守る使命があると思って頑張りましょう”と。

これに対し田中さんは、“原爆とは違った惨状を見ました。絶対に戦争させない。平和を守るためにがんばりたい”と答えた（12月6日）。

（2）①2016年12月5日、第71回国連総会は全体会合で核軍縮関連の決議23本を採択した（12月7日赤旗）。

②決議「核兵器の人道的结果」は、賛成144、反対16、棄権24で、「核兵器のない

世界への道徳的な責務」は、賛成137、反対34、棄権12で、「国際司法裁判所の勧告的意見の追加」や「2013年国連総会核軍縮ハイレベル会合の追加」「核兵器使用禁止条約」など、核兵器廃絶と使用禁止を求める決議が賛成多数で、それぞれ採択された。なお、米ソ英仏中の核兵器5大国は反対ないし棄権した。また日本が主導した「核兵器の全面廃絶に向けた共同行動」も採択されたが、同決議は核兵器禁止条約の交渉開始を求めている。

③右の一連の決議のうち、「核兵器の人道的结果」は、人類の生存のために核兵器は使われてはならない、国連加盟国に核兵器の使用と拡散を防ぎ核軍縮を達成することを求めるべきである、
「核兵器のない世界への道徳的責務」は核兵器の禁止・廃絶に法的拘束力のある措置を実現すること、
を求めるものである。

(3) ①2016年12月10日、「平和への権利国際キャンペーン・日本実行委」は、記者会見し、近く国連総会で採択されるであろう「平和に生きる権利」を個人の人権として認める国連宣言案に日本政府が賛成するよう求めた(12月11日赤旗)。

②国連宣言案は、すべての人は平和を享受する権利を有すること、国に対しては恐怖と欠乏からの自由を保障すべきこと、また国連など国際機関が宣言を実施するために適切で持続可能な手段を取ることを求めている。

③会見した笹本実行委事務局長は、“日本政府がこの間反対の態度をとってきたことを批判し、「日本は憲法に平和的生存権が書かれている唯一の国だ。しかも宣言案は『全世界の国民が権利を有する』とまで書いている。国連で賛成しないのはおかしい。平和への権利を人権としてしっかり定義すれば大国といえども多数決で奪えない権利になる。平和への問題が政府任せではなく個人の問題になるのは画期的なことだ”と語った。

④日本国憲法は、「平和憲法」といわれるように、戦争放棄・武力不行使・戦力不保持・交戦権否認を定めている(九条)。加えて前文で「日本国民は・・・ひとしく恐

怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と定めている。つまり、「平和に生きる」ことは一人ひとりが持つ人権なのである。

この原理を確認し、次に進もう。

(4) ①2016年12月23日、国連総会は、核禁条約について交渉する国連会議を2017年に開くとする決議案を採択した(12月25日赤旗)。

この決議につき核保有国5ヶ国のうち、米英仏ソは反対し、中は棄権した。なお日本は反対した。

②同決議の大要は、「核兵器を禁止し、完全廃絶につながるような法的拘束力のある措置(=核兵器禁止条約)について交渉するため、2017年に国連の会議を招集するよう決定する」「すべての加盟国に同会議に参加するよう促す」とするものである。

具体的には、“ニューヨークの国連本部で3月27日～31日と、6月15日～7月7日の2回にわたり会議を開き、国際機関や市民社会の代表者が参加し協議する。そして会議の進捗状況を9月に始まる第72回国連総会に報告書としてまとめて提出する”というものである。

③レイ・アチソン氏（核兵器廃絶の交渉監視を続けている）は、“禁止条約ができれば核兵器の維持や近代化は違法だと問われる。交渉過程の段階でも国民の監視が今以上に強まる”と語った。

④核禁条約の意義について日本の平和団体が発表した抗議の書簡や声明を記すことにする（12月25日・27日赤旗）。

⑤12月24日平和首長会議（会長・松井一實広島市長）は、全加盟国に対し交渉に積極的に参加するよう求める公開書簡を送った、と発表した。

公開書簡は、「広島・長崎の切実な願いに国際社会の多数派の決議をもってようやく応える形となった」と交渉開始の決定を歓迎した。また決議に反対した核兵器保有国などには「国際社会の多くの国々が抱く核兵器への切実な危機感を軽視すべきではない」と訴え、立場の違いを乗り越えて粘り強く対話するよう要請した。なお、平和首長会議には、12月1日現在、世界162ヶ国、地域7196都市（国内1655市町村）

が加盟。都市間の連帯による核兵器の廃絶を目指している。

⑥12月25日日本平和委は声明を発表した。その大要は次の通りである（12月27日赤旗）。

国連決議を歓迎する。これに反対した日本政府に抗議する。核保有国をはじめとするすべての国連加盟国が来年（2017年）の会議に参加するよう要求し、日本政府が決議に反対したことについて“被爆者と日本国民、さらには世界の人々の核兵器廃絶の願いを踏みにじるものであり、断じて許すことはできない”と批判し、安倍政権の姿勢を転換させるため「ヒバクシャ国際署名」を国民的規模に広げる、と表明した。

◎（追記）なお、2017年7月7日、国連は核兵器禁止条約（本体）を122ヶ国の賛成で採択した。なお、日本政府は署名を拒んだ。（条約仮訳は前衛2017年9月号掲載）。この問題については他日取り上げる。

Ⅲ 原発問題

（1）①2016年11月30日、「核燃料サイクルを推進し、高速炉の研究開発に取り組む」との骨子案が安倍政府の「高速炉開発会議」（議長世耕経産相）の第三回会合で示され

た（12月1日朝日新聞、赤旗）。

②骨子案の大要は次の通り。▽核燃料サイクルを推進し、高速炉の研究開発に取り組む。▽戦略ロードマップの策定作業を

2017年初頭から開始し、18年をめどに策定。▽実証炉の炉型・出力の確定など今後10年程度の開発作業を特定。

③要するに、骨子案は、失敗に帰したもんじゅの後継炉となる「高速実証炉」を国内で開発する作業に取り組むこと、その作業を具体化するための「ロードマップ(工程表)」を2018年をメドに作ることなどを盛り込んだのである。

④では何故、政府(高速炉開発会議)は、高速炉、しかも実用性の高い実証炉の開発に固執するのか。この点につき、朝日新聞の分析によれば、①核燃サイクルは原発から出る使用済み核燃料を再処理し取り出したプルトニウムを燃やす。高速炉はプルトニウムを燃やしやすくした原子炉である。高速炉開発をやめれば、使用済み燃料は「ゴミ」となり、六ヶ所村の施設で保管する理由がなくなる。②日本が施設で保管する48トンのプルトニウム(原爆約6000発分で核兵器の原料となる)を使う見込みもなく持ち続けられれば、国際社会から核武装の懸念が出るおそれがある。◎2018年7月に、日本で原発を動かすことを認める日米原子力協定が期限を迎える。協定は核兵器を製造しないことを条件に使用済み燃料からプルトニウムを取り出すことを認めている。再処理を続けつつ高速炉開発をやめれば、プルトニウム保有量の増加に抑えが利かず“協定改定に影響が出ないとも限らない”(外務省幹部)、というのである(前掲朝日)

⑤以上のような分析と知見とに基づき、骨子案の問題点を考えれば次の通りである。

①第一にもんじゅ(高速増殖炉原型炉)は、高速炉の実用化に向け発電性能や安全性を確認する役割を担ってきたが、出力

100%で運転したことはなく、事故後20年以上もまともに運転できなかったため、その性能も安全性も確認されていない。

もんじゅの持つこの負の側面につき科学的・文化的・社会的な総括をすることなく、次の実証炉の開発に向かうことの異常さを指摘したい。

②第二に高速炉は、通常「実験炉」「原型炉」「実証炉」を経て「商用炉」によって実用化する。ところが骨子案は、このプロセスを事実上無視して、いきなり実証炉開発に取り組むとしているのは「開発の常道」(12月1日朝日新聞)に反するのではないか。

③第三に骨子案は、高速炉開発の技術的課題はもんじゅを再開しなくてもその知見は高速炉開発での国際協力(具体的には、2030年代に運転開始をめざすフランスの高速炉ASTRIDアストリッドへの協力)などの活用で必要な知見は得られる、としている。

しかし、フランスのアストリッドは放射性廃棄物対策を主な目的としており、プルトニウムの増殖はしない。タイプが全く違うのであり、しかもアストリッドはいつ建設されるかも不明である。この二点からみても、骨子案がもんじゅ再開で得られる知見は“高速炉開発での国際協力などで入手可能”としたことの誤りは明らかである(12月1日赤旗)。

(2)①2016年11月16日、原子力委専門部会は、原発事故で支払う賠償額につき有限責任とするか無限責任とするかにつき論点整理と課題整理とをしてきたが、無限責任を維持する方向で一致した(12月2日河北新報)。

②しかし、その審議の過程で電力業界は

支払額に上限を設ける「有限責任」への変更を主張した。その理由としては、そうしなければ民間企業が原発事業を行うのは難しいからだという。

この主張の裏にあるのは、東京電力が福島事故でそれ迄に支払った賠償額は約 6 兆 5000 億円であり（11 月 25 日現在）、しかも数兆円になるという見通しがある（12 月 2 日河北新報）。しかも現在の賠償制度では、電力会社は過失の有無に拘わらず無限責任を負っている。

福島事故では、東京電力は民間保険と政府補償とに加入し、事故時は最大 1200 億円の補償を受けられるが、焼け石に水であり、政府が賠償費用を一旦肩代わりし、東電や大手電力から分割で回収するようにし、急場をしのいできた（11 月 2 日河北新報）。

③原発事故によって生ずる損害の賠償の制度として、被害者への完全な賠償、原発事業者の無限責任の維持と原発推進者としての国＝政府への補償責任の賦課とは、原則であることを先ず確認したい。

この原則を貫く場合、賠償額が巨額になることは必至である。現に政府は、福島事故の処理費用を従来想定していた 11 兆円の 2 倍程度になるという試算を始めている（前掲河北）。

となると残るのは、原発事故により原子力事業者（企業）が経営的に破綻するというのをどう考えるかである。私見では、それは已むを得ないと考える。もともと原発事業とは、人智を以てしてはコントロール不可能な人類を滅亡させる「悪魔の事業」だからである。

（3）①2016 年 12 月 2 日、市民団体の原子力市民委（座長・吉岡九大教授）は、国

会で記者会見し声明を発表した（12 月 3 日赤旗）。

②声明の概要は次の通りである。

①第一に、経産省の審議会で 9 月から議論されている方向が実現された場合、福島事故の対策費の大半を国民負担に転嫁する仕組みと、東電だけでなく原発を持つ電力会社などの原発固有のコストを国民負担に転嫁する仕組みが整うことになると指摘。しかも、国民負担は、国会の承認なしに電力料金に上乗せすることで際限なく追加できる、と警告。

②その上で福島事故の対策費について、東電の法的処理を行い経営者や株主・債権者に責任をとらせるべきだと強調。

③原発固有のコストは原発を持つ電力会社が持つべきだと提案。

④政府・東電・原子力関係者は、巨額な国民負担をもたらす原発推進の誤りを謝罪し原発の廃止を決定すべきだと主張。

⑤当日、記者会見した吉岡九大教授は“経産省の動きについて、東電第一主義、原発第一主義が露骨に出ている。余りにも一方的・独善的だ”と批判した。

（4）①原発は安いとする国（政府）の説明の誤りを指摘した大島堅一立命館大学教授が説くことの概要を記し、前述の補足とする（12 月 5 日赤旗）。

②③経産省は東京電力福島第一原発事故の損害賠償や除染・廃炉などの費用が従来想定していた 11 兆円から倍増し 22 兆円と推計しているが、しかし、事故費用が 22 兆円なら過去 1970 年～2010 年度までの原子力発電全体の発電コストが 1 キロワット時あたり 13.2 円と試算。同時期の火力発電コストは同 9.87 円、一般水力発電コストは同

3.86 円である。となると原子力発電は最も高いのであり、「原発は安い」としてきた国と原子力カムの説明は論理破綻となる。

⑥しかも再生可能エネルギーはこれから伸びる技術でありコストは下がっていく方向。一方、原子力は費用がどこ迄膨らむかわかっていない。

◎国は、福島事故費用と原発電力会社などの原発コストを「送電線使用量」に上乗せして新電力にも負担を強い、国民に転嫁する仕組みを構築しようとしている。

②以上の大島教授の説くところを参考とした場合、私たちの眼前にある選択肢は、原発に依存しない政治・経済体制、社会状況を築くことであるとする。

(5) ①2016年12月5日、経産省は東電改革・1F問題委の5回目の会合を開き、東京電力の経営を実質国有化している状態を延長する方針を示した(12月6日河北新報、赤旗)

方針によれば、①小売りや発電などの「経済事業」と廃炉・賠償などの「福島事業」とを分離し、②「福島事業」の公的管理を継続し、「経済事業」は早期に自立させる。

③その狙いは何か。賠償など負の資産を抱えている「福島事業」から収益の見込める「経済事業」を切り離し、原発や送配電事業に他社が容易に参画できるようにすること、また東電の収益の柱となる「柏崎・刈羽原発」の再稼働に向け、他電力の協力を取り付けることである(前掲河北)。なお、政府は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて東電の50.1%の議決権を持ち、経産省職員を送り込んで経営を主導している。

④①2016年12月7日、経産省は東京電力福島第一原発の事故処理費用の試算を初

めて公表した(12月8日河北新報)。

その試算によれば、①2兆円と見込んだ廃炉が8兆円、②5兆4千億円と想定した賠償は8兆円に、③想定した2兆5千億円の除染と1兆1千億円中間貯蔵施設との合計が6兆円、に膨らんだ。④このうち賠償費用の増額分は大手電力が持つ送電線の使用料(託送料)に上乗せして新規参入した事業者(新電力)にも負わせる。廃炉費用は原則として東電負担とし、料金への直接転嫁は見送る方針。

⑤右の案に対し、超党派の国会議員で作った「原発ゼロの会」が12月7日批判声明を出した。その概要は、“国民的議論や国会の関与が一切ないまま、国民負担の増大案がまとめられるのは言語道断だ”と批判するものである。

(6) ①2016年12月7日、九州電力は、定期検査のため運転を停止していた川内原発一号機(鹿児島県)の営業運転再開に向け8日から原子炉を起動すると発表した。新規規制基準下で定期検査のため停止した原発を稼働させるのは初めてである(2017年1月6日に営業運転に復帰する)。

②川内原発再稼働に対する抗議集会が12月8日原発ゲート前で「ストップ川内! 3.11川内実行委」の呼びかけで開かれ、県内外から約50人が集まり再稼働反対のシュプレヒコールを行い、九電社長宛てに「怒りをもって断固抗議する」との「申し入れ書」を読み上げたが、九電に受け取りを拒否された(12月9日赤旗)。

(7) ①2016年12月1日、「一般社団法人原子力国民会議」は都内で開いた「原子力集約全国大会」で採択した声明文の賛同署名を呼びかけた。その声明の署名に協力し

たのは電力総連や全国の商工会などであり、12月1日時点で約20万人分が集まり（政府に提出する予定）、九州総連の指示文書には「組合員とその家族を対象に」「組合員数の半数以上を目標に最大限のご協力を」とあった（12月11日赤旗）。

②声明書の内容は4点。①原発再稼働の促進、②もんじゅの活用と核燃料サイクルの確立、③原子力行政の刷新、④その声明の中に、「原子力発電所なしには我が国は成り立っていきません」「政府は不運転の覚悟であらゆる手段を尽くして再稼働を促進すべきであり、原子力規制委も適合審査を加速すべき」とするものである。

そして12月1日の全国大会には約600人が参加した

③この事実に対し北海道電力OBの水島さんは指摘した。“破綻が明らかな核燃料サイクル政策にしがみつき原発再稼働に固執している。福島第一原発事故は今も収束のめどがたたず、8万人以上が避難生活を送っている。賠償、除染、廃炉などの処理費用は現段階で約22兆円にも上る。この事実を電力総連はどう考えているのか”と。

④水島さんの指摘は正当である。加えて次の2点をつけ加えたいと考える。

第一に、労働組合民主主義を強化すべきである。第二に労働組合運動は、市民運動の切実な運動課題を共通の課題とすべきである。

(8) ①2016年12月26日、四国電力は伊方原発1号機(愛媛県)の廃炉作業計画につき安全協定に基づく事前了解を愛媛県に提出した。同日、原子力規制委に廃炉計画の認可を申請した。

②伊方1号機は運転開始から2017年で40年になり、出力が小さいため延長しても巨額の投資を行っても採算が取れないと判断し、3月に廃炉方針を決めたのである。なお、美浜原発1・2号機(関西電力)、島根原発1号機(島根県)も廃炉が決まっている(12月27日赤旗)。

③2016年12月21日、安倍政府は、日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」(福井県)の廃炉を正式に決定した(12月22日朝日新聞、河北新報、赤旗)。

同日原子力関係閣僚会議は、使用済み核燃料の再利用をめざす核燃料サイクル政策は維持し、もんじゅに代わる高速炉の開発も続けることを決定した。

④「もんじゅ」とは、原発の使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し核燃料として再利用する「核燃料サイクル」の中核的施設であり、1994年4月に初臨界に達した。

1995年ナトリウム漏れ事故が発覚。2010年5月14年半試運転。2010年8月故障を起こし運転の目途たたず、2012年11月約1万点の機器の点検漏れを原子力規制委に報告。2015年11月規制委はもんじゅの運営主体を代えるよう勧告。そして今回の廃炉決定に至る、という経緯を辿った

⑤この経緯からも明らかなのは、「もんじゅ」とは、事故の多い、稼働日数が250日、出力も最高で40%、一兆円以上の国費を費やした、しかも廃炉には約30年で3750億円以上の費用がかかる、原子炉の冷却に使ったナトリウムの処理などの課題を抱えた、技術的にも経済的にも「欠陥施設」というべきものである。

⑥①にも拘わらず、安倍政府は何故核燃

料サイクルに固執するのか。世界の潮流は核燃料サイクルからの撤退が相次いでいる。例えば米、英、独は90年代前半までに撤退。仏も停止状態。いま高速増殖炉の開発を進めているのは、ロ、中、印である。

⑥その謎を解く鍵は、巨大な「原子力ビジネス」の存在である。このことについては後の機会に触れるとして、ここでは柳瀬経産省原子力政策課長(当時)の座談会発言の大意を記すことにする(山岡淳一郎「原発ビジネスの罟」世界2017年4月号)。

「原子力ビジネスは、どこの国でも官民一体となって売り込みにしのぎを削り、核不拡散問題との調整も行う。その中で片や日本は世界の常識から見ると、政府がやや距離を置いて

中立的で『民間のビジネスお話』という傾向があった。(しかし)アジアのエネルギー問題、国内の原子力産業の技術、人材の維持という重要性を考えると、日本も政府が一步前に入るべきだということで積極的姿勢に転ずることにした」と。

なお、この発言を受けて東芝・庭野専務は次のように語った。「原子力というのは、安全が第一という技術的な問題があるが、それよりも巨大な資本が必要であることと、長らくそれを維持していくためには、何らかの形で国と国の保障のようなものが安心材料として必要だ」と。

◎この二発言の中に、何故核燃料サイクルが国策として推進されているかの謎を解明する鍵があると考えられる。鍵とは、再度約めて繰り返せば、巨大な「原子力ビジネス」が政府(=国家)と結託して巨大な利潤を得ていることである。

(9) ①2016年12月20日、安倍政府は

東京電力救済策を閣議決定した(12月24日赤旗、経済四季報欄)。

決定のポイントは次の三点である。②福島第一原発の事故費用を今後21.5兆円と予測。(なお、3年前には11兆円と試算)。

③賠償費用は送電線使用料に上乗せし利用者から徴収。④「帰還区域」の除染費用には国費を投入(2017年度予算案に309億円を計上)。それ以外の除染費用は国保有の東電株の売却益を充てる。

②閣議決定の狙いは、東京電力と、これに繋がる原子炉メーカーと大銀行の責任とを不問に付し、国費投入と利用者=国民負担増とにより「原子力ビジネス」(=原発マフィア)の救済を図ろうとするものである。

③同日、経産省「東京電力改革・1F問題委」も「東電改革提言」をまとめた(前掲赤旗)。

その概要は、東電を賠償や除染費用の支払いに耐えられるようにし、株価吊り上げるため「世界市場を狙うグローバル企業を目指す」と明記した。

その中身は柏崎原発の再稼働や原子力事業の海外展開を進めるとするものである。

④その狙いは、政・財界が一体となって、原子力産業を育成・強化することである。

⑤しかし、この方向は「原発離れ」と「再生可能エネルギー」の急拡大という世界の動きに逆行していると考えられる。

(10) ①2016年12月27日、東芝は、最大数千億円の損失を計上する見通しになったと発表した(12月28日朝日新聞、河北新報、赤旗)。

その損失の原因は、東芝傘下で孫会社のアメリカ原発事業ウエスチングハウス(WH)と同社が買収したCB&Iストーン・ア

ンド・ウェブスター（S&W）とが手掛けるアメリカでの4機原発建設プロジェクトを精査したところ発覚した。S&Wの事業の中身を再評価したところ、損失の原因となったのは、受注したプラントの建設費用が当初の見込みを大きく上廻るなど収益力の低さが判明し、会社の価値が買収想定を

大幅に下回ったためであり、最終的な損失は数千億円に上る可能性があるとする（前掲各紙）。

②右の東芝問題の背景につき山岡淳一郎「原発ビジネスの罟」世界2017年4月号は、その深い闇を捉えた優れたレポートである。